

仕 様 書

1. 件名

小型貨物自動車 2 台外 2 台整備等業務

2. 概要

本業務は当事務所が所有する公用車を円滑に運行するため、整備等を実施するものである。

3. 履行場所

受注者工場。（別府市内に限る）

4. 車両引渡・納車場所

小型貨物自動車 2 台は、別府港湾・空港整備事務所。（別府市石垣東10丁目 3 番15号）

小型貨客自動車 2 台は、当事務所が履行場所へと移動する。

引取、納車の日時については契約締結後に別途協議するものとする。

5. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで

（冬期：令和 7 年 1 2 月 1 2 日まで、春期：令和 8 年 3 月 1 9 日まで）

6. 業務内容

区分	車両内訳	整備内容	数量	備考
冬期	小型貨物自動車	タイヤ脱着(ホイール付) ノーマルタイヤからスタッドレスタイヤへ交換（4台分）	8本	
	日産ADバン（2台）			
	小型貨客自動車	空気圧点検及びバランス調整	4本	
	日産セレナ（1台）		4本	
	ホンダステップワゴン（1台）			
春期	小型貨物自動車	タイヤ脱着（ホイール付） スタッドレスタイヤからノーマルタイヤへ交換（4台分）	8本	
	日産ADバン（2台）			
	小型貨客自動車	空気圧点検及びバランス調整	4本	
	日産セレナ（1台）		4本	
	ホンダステップワゴン（1台）			

タイヤは、どの車両のものか班別できるように明示し、保管場所へ整頓して保管すること。加えて、タイヤの劣化状況等を確認し、買替え時期の目安を提示すること。

7. 車両の保管等

受注者は、整備等を実施する車両の保管等について、善良な管理者の注意義務をもっておこなうこと。

8. 契約変更

整備等の結果、6. 業務内容に掲げる項目以外で、車両の安全運行及び機能維持に支障のある整備箇所が発見された場合は別途協議することとし、当局が必要があると認めた場合は仕様内容を変更した上で実施するものとする。この場合において、契約金額、履行期間に変更が必要な場合は協議し契約変更を行う。

9. 検査

本仕様書に従い、冬期・春期毎に各車両の整備等が実施されたことの確認をもって検査とする。

10. 支払い

冬期・春期毎に適合した給付がなされていることを当局職員が検査した後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

11. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) 上記（１）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
- (3) 上記（１）及び（２）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

12. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に記載された事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。
- (2) 履行期間内（車両の引渡・納車時等を含む。）において、万一事故が発生した場合は、受注者が一切の責任を負うものとする。
- (3) 車両の引渡・納車時に当該車両等を搬送する際は、交通法令等を遵守し、安全運行に努めること。